

奈良県医師確保計画策定等に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

奈良県医師確保計画策定等に係る業務

2 委託期間

契約締結の日から令和2年3月16日（月）まで

ただし、瑕疵補修などやむを得ない対応については契約期間終了後であっても行うこと。

3 業務目的

本業務は、医療法第30条の4第1項に基づき、奈良県が策定する奈良県医師確保計画（令和2年度～5年度）策定等に係る業務である。

4 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、以下の関係法令等に基づき実施するものとする。

- ・医療法（昭和23年7月30日法律第205号。最終改正平成30年7月25日）
- ・医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令第50号。最終改正平成31年3月11日）
- ・「医師確保計画策定ガイドライン及び外来医療にかかる医療提供体制の確保に関するガイドラインについて」（厚生労働省医政局地域医療計画課長・医事課長通知 平成31年3月29日医政地発0329第3号・同日医政医発0329第6号）（以下、「ガイドライン」という。）

5 委託業務の内容等

(1) 医師確保計画関連データ等による現状分析、課題抽出

本県の医師確保計画に係る関連データ（本県から提供する以下のデータ及び受託者が保有するデータ）による現状分析を行い、課題を抽出する。

なお、データ分析は、必要に応じて県全体、二次医療圏（県内5医療圏）単位で行うこと。また、産科・小児科については、診療科別に行うこと。

＜提供を予定しているデータ、調査結果＞

医師偏在指標作成支援データ集（厚生労働省から提供されている医師偏在指標の算出の基礎となるデータ集）、第7次奈良県保健医療計画に掲載された公表データ、奈良県必要医師数実態調査（県内の病院を対象として実施した現員医師数、必要医師数等に関するアンケート調査）

なお、受託者が次の「5(2)」の医師確保計画提案書を作成するにあたり必要とする情報で、本県が保有しているものについては、必要に応じて提供するものとする。

＜留意点＞

受託者は、本県から入手した情報のうち、既に公開されているもの以外の情報については、本業務を達成すること以外の目的で使用してはならない。

(2) 医師確保計画提案書の作成等

受託者は、医師確保計画提案書に下記の①～⑤の内容を記載することとする。

なお、医師確保計画提案書の内容を記述するに当たっては、ガイドライン、国から示される医師偏在指標や「5(1) 医師確保計画関連データ等による現状分析、課題抽出」の結果等を踏まえ、地域医療構想との整合性にも配慮して作成すること。また、今後開催予定の地域医療対策協議会及び地域医療構想調整会議で出た意見についても適宜反映させること。

加えて、文章は専門用語等の難解な用語の多様は避けて簡易な表現とし、やむを得ず難解な表現を用いる場合は、別途解説文を付け加えること。また、多色刷りとし、図表等を用いるなど提案の趣旨が明確に把握できるよう工夫すること。

① 現状及び課題

この仕様書の「5 (1) 医師確保計画関連データ等による現状分析、課題抽出」で分析した現状、抽出した課題を県全体及び二次医療圏ごとに記載すること。

その際、現状分析に用いたデータや調査等の関連性も記載すること。

② 医師確保の方針

「①現状及び課題」の記載及び国、県が設定する医師多数県、医師多数区域、医師少数県、医師少数区域（医師少数スポットを含む）を踏まえて二次医療圏ごとに記載すること。

③ 目標医師数の設定

(i) 県全体

「②医師確保の方針」に記載した方針に基づき目標医師数を設定すること。

本県が医師少数県となった場合の目標医師数は、計画期間終了時の医師偏在指標が、計画期間開始時の全都道府県の医師偏在指標について下位 33.3%に相当する医師偏在指標に達するために必要な医師の総数とすること。

(ii) 二次医療圏

「②医師確保の方針」に記載した方針に基づき県全体の目標医師数、国が示す参考値等を踏まえ二次医療圏ごとに記載すること。

なお、医師少数区域に指定した二次医療圏の目標医師数は、計画期間終了時の医師偏在指標の値が、計画期間開始時の全二次医療圏の医師偏在指標について下位 33.3%に相当する医師偏在指標に達するために必要な医師の総数とすること。

④ 目標医師数を達成するための施策の検討

「③目標医師数の設定」で設定した目標を達成するために行う具体的な施策について県全体及び二次医療圏ごとに検討し、記載すること。

なお、医師少数県及び医師少数区域以外となった場合においては、既存の医師確保にかかる本県の施策を基本としつつ必要と考えられる施策について、県全体及び二次医療圏ごとに検討し、記載すること。

⑤ 産科・小児科における医師確保計画（産科・小児科における医師確保の方針、産科・小児科における偏在対策基準医師数、産科・小児科における偏在対策基準医師数を踏まえた施策）の検討

「①現状及び課題」の記載に対応するよう、産科・小児科のそれぞれについて県全体、周産期医療圏又は小児医療圏ごとに検討し、記載すること。

なお、産科・小児科における医師確保計画については、国が示すデータの精度に限界があるため、産科医師又は小児科医師が相対的に少なくない医療圏においても医師が不足している可能性があることから、相対的医師少数区域に限らず、県全体及び周産期医療圏又は小児医療圏ごとに具体的な対応を盛り込んだ上で検討すること。

(3) 医師確保計画の図表等作成及び計画冊子のデザイン、構成、印刷を行う。

- (4) 奈良県地域医療対策協議会、地域医療構想調整会議、医療審議会等の資料作成の補助（医師確保計画等策定関係）を行う。なお、県の求めに応じて前記会議等に参加し、意見等を確認する。
- (5) 県に対する助言や計画策定に必要な資料提供等を行う。
- (6) その他業務遂行にあたり、県が指示する事項

6 業務の実施体制・方法に関する事項

(1) 実施体制

受託者は、県の求めに応じて速やかに来訪することが可能な実施体制とすること。

(2) 進捗会議

県と受託者相互の綿密な連携の場を設け、より良い業務となるよう県が招集する進捗会議に必ず出席すること。

進捗会議は、契約締結後医師確保計画提案書の納期までは 10 日に 1 回程度、その後は月 2 回程度招集することとする。なお、緊急に協議を行う必要が生じた場合は、上記によらず速やかに招集することとする。

進捗会議を開催した場合は、受託者が議事録の作成を行うこと。

(3) 業務の改善

県から業務の改善を求めた場合は、受託者は速やかに対応すること。

7 成果品

(1) 医師確保計画提案書

紙媒体（5 部）

電子媒体（編集可能なもの）

(2) 計画冊子

体裁：A 4 版 表紙・裏表紙及び本文 130 頁程度 うち 30 頁程度カラー

紙媒体（500 部）

電子媒体（編集可能なもの）

(3) 進捗会議の議事録

紙媒体（1 部）

電子媒体（編集可能なもの）

<留意点>

- ・(1) の電子媒体については、パブリックコメント実施前に開催される地域医療対策協議会及び地域医療構想調整会議で出た意見を反映したものも提供すること。
- ・(2) については、インターネットのホームページで閲覧が容易のように PDF 形式でも提出すること。なお、(2) の電子媒体は、パブリックコメント実施前と計画完成時の 2 回提供すること。

8 成果品等の納期及び納品場所

(1) 納期

① 医師確保計画提案書

令和元年 11 月 12 日（火）

※納品後パブリックコメント実施前に開催される地域医療対策協議会及び地域医療構想調整会議で出た意見についても会議の開催後適宜反映させること。

② 計画冊子

（パブリックコメント用）

令和元年 12 月 20 日（金）

(完成版)

令和2年3月16日(月)

③ 進捗会議の議事録

会議開催日を含む7開庁日

(2) 納品場所

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室

9 委託料の支払い

委託業務の完了後、一括精算払いとする。

10 その他

- (1) 県が保有する、もしくは取得が容易な情報・データについては、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、必要に応じて提供する。
- (2) 成果物及び作業中における個人情報印刷物や書類等に関する一切の権利は、奈良県に帰属するとともに、第三者の権利を侵害しないこと。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、奈良県の承諾を必要とする。
- (3) 受託者は、個人情報の取り扱いについて、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。
- (4) 受託者は、別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。
- (5) 受託者は、業務の遂行に必要な指導監督を行う総括責任者を1名選任し、業務実施体制図を県に提出し、了承を得ること。
- (6) 業務を完了した場合、受託者は、県に対して遅滞なく業務完了報告書（委託業務名、委託金額、履行期間、成果品名・数量等を記載）及び成果品を提出し、完了検査を受けなければならない。
- (7) 庁舎内等においては、名札等により身分を明確にすること。
- (8) その他、本業務を遂行するに当たって必要な事項については、協議の上、決定する。
本仕様書に定めのない事項等については、委託者と受託者で協議のうえ決定するものとする。

<別 紙>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、奈良県（以下「甲」という。）の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。